I 工事概要	解体工事特記仕様書	④ 実施工程表	① 施工に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受けること。 ② 実施工程表に変更の必要が生じ、その変更が重大である場合は、速やかに変更実施工程表を作成し、監督員 の承諾を受けること。	② 仮囲い等	 ・ 設ける ・ 設ける ・ 設ける ・ 設ける ・ 設ける ・ 設ける ・ 設ける
1 工事名称 2 工事場所	令和7年度 大川内交流広場トイン解体撤去工事 熊本県球磨那山江村大字万江字平 地 内	⑤ 施工計画書	③ 監督員の指示により、実施工程表の補足として、週間、月間、工種別工程表を作成し提出すること。 ① 着工に先立ち、現場の事前関査を十分に行うこと。 ② 着工に先立ち、総合仮設をまとめた施工計画書を作成し、監督員に提出し承諾を受けること。 ③ 着工に先立ち、安全計画、災害防止計画書を作成し、監督員に提出し承諾を受けること。	2 2 工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力(基本料金を含む)、工事用水、及び官公署等への諸手続など建築物引渡しまでに 要する使用料金等はすべて請負者の負担とする。 構内既存の施設 工事用電力 ・利用できる。(※有信・無信) ・利用できない。
・ 階数 平屋建て ・ 延べ面積 15.50m2	クリート×木造	6 工事実績情報の登 録(工事カルテ)	④ 工種別に、工法及び安全対策について具体的に記載された施工計画書及び作業手順書を監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。	数 ② 外部足場工	工事用水 ・利用できる。(※有償・無償) ①利用できない。 ※枠組本足場 ① その他() 解体する建物の周囲には、外壁・軒裏等を湿潤化した上で、手外し解体するための外部足場を設けなければならない。 枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働き
4 工事概要	【気・機械設備機器、衛生設備等の解体、撤去、処分	7 電気保安技術者 ⑧ 施工条件 9 建設工事使用機械	・適用する ・適用しない 現場説明書による。 ※ 建設工事による排出ガス対策型建設機械を使用すること。 ※ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。	24 手寸り先行足場 立 27 畑屋L及び盛十	秤組定導を設ける場合は、1手すり先行工法等に関するガイドフィンプ(厚生労働者 平成21年4月)により、「働きやすい安心殿のある足場に関する基準」に適合する手寸り、中さん及び組木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手寸り先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手寸り掲置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 掘削後は山砂により埋め戻し、整地すること。
2 契約締結後、速やかに が確認できる書類を添付性度 を設業追標のでは、 大を証す符は、「全部のでは、 大を証す符は、「全部のでは、「全部のでは、「全部のでは、「全部のでは、「全部のでは、「全部のでは、「全部のでは、」、「会話のでは、」、「会話のでは、」、「会話のでは、」、「会話のでは、「会話をいき、「会話のでは、「会話をいき、「会話のでは、」」」」、「会話のでは、「会話のいは、「会話のでは、「会は、「会は、「会は、「会は、「会は、「会は、「ないは、「会は、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ない	工事共通仕様書」(令和4年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)及び「公共住宅建設工事共通仕様書」(令和元 緒別職会編集)によること。 ている監督員の承諾・監督員との協議等の要領については、工事監理業務要領に定めるところによる。 については、県産資材、県内企業及び勝致企業の採用に配慮すること。 海及び勝致企業とは、以下に該当するものをいう。 保内に産出、全営業所を置く建設書されたものをいう。 保内に産出、合営業所を置く建設事業者をいう。 限内に主たる営業所を置く建設事業者をいう。 民内に野致された企業をいう。 正事とする。 是求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 とが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処する。 方に場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処する。 方に場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処する。 たが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処する。 にとが判明した場合は、指名停止等の措置を行うとと、 施工・対象合は、指名停止等の措置を行うとと、 をがいて書面により速やかに発注者に報告すること。 ことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 とにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 は地域の規制基準を遵守し、関係機関への届出等の手続きを適切に行うとともに、周辺住民への事前説明等を十分行う	 工事現場の安全衛生管理 災害及び公害の防止 発生材の処理等 単 	② 工事の計画及び施工にあたって法、施工範囲に対する管理区分を監督員及び練物の管理者と事前に打ち合わせの上、工事に伴う事故防止や環境保全に留意し、必要な管理事項を定めてこれを行う。 ③ 敷地及び工事に保う事故防止や環境保全に留意し、必要な管理事項を定めてこれを行う。 ⑤ 大事現場においては、常に整理整頓を励行し、特に墜落のおそれのある危険箇所等の点検を行う等事故の防止に努めること。 ⑤ 丁ネペスト及びアスペスト成型品の撤去については、既存建築物の吹き付けアスペスト粉塵飛散防止処理指針・同解説(日本意築センター)による処理工法で行うこと。 ⑥ アスペスト及びアスペスト成型品の撤去については、既存建築物の吹き付けアスペスト粉塵飛散防止処理指針・同解説(日本意築センター)による処理工法で行うこと。 ⑦ 足器・仮囲い等は労働安全無生法、乗棄基準法、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(平成5年1月12日建設省経建発第1号)その他の関係法令に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行うこと。 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処理するとともに、特に次の事項を守らなければならない。 ⑥ 第二者に災害を及ぼさないこと。 ② 公害の防止に努めること。 ⑤ 解体に際し粉塵が発生する場合は、散水する等適切な措置をとること。 ⑥ 解体にあたっては「建築物の解体工事における外壁の財客等による公衆災害防止対策に関するガイドラインを十分によっては「建築物の解体工事における外壁の財客等による公衆災害防止対策に関するガイドラインを一分により、貨助止のために必要な措置をとること。 ⑥ 解体にあたっては「建築物の解体と事における外壁の財客等による公衆災害防止対策に関するガイドラインを乗からからなては「建築物の解体を通行を通行を発している事項を表している事類は使用してはならない。 別度、最音、振動等について関係法令等の基準及び周辺状況に応じた目標値以下とし、その目標値を超える場合は必要な対策を建じること。 ⑦ 防災等の無線を妨害する不法無線局(電波法に基づく免許を受けないで開設される無線局)を設置している事類は使用してはならない。 「 演し場所 ※ 横内 ・ ())	事 ① 解体工事の施工 ② 事前調査 ③ 担当者の配置 ③ 基礎解体 係 分構撤去 体 樹木撤去 ア 原形復旧 8 既存部分の保全 ⑨ 設備の撤去 10 設備解体 ① 機械設備解体	また、山砂の流失防止のため構内における雨水排水対策を適切に難じること。 解体にあたっては、備品、ゴミ等を搬出し、建築設備、内装材及び外装材を取り外した後、構造躯体の解体を行う。 解体に先立ち、構造等の事前調査を行い適切な作業手順の計画を立て、危険防止の徹底を図ること。 上記の作業手順を適切に行うために、解体現場に担当者を配置すること。 GL以下は、捨てコンまでとする。 GL以下は、捨てコンまでとする。 横木については、抜根まで行い場外搬出処分とする。 工事中において、既存道路、構造物、街路樹等を損傷、あるいは汚染させた場合は、請負者の責任において、速やかに原形に復旧する等の措置を請すること。 ・図示による 電気・水道・ガス・保安設備等については、解体着工前に関係各署と協議の上撤去すること。 設備解体仕様書による。 ① 上水道引込み管は上水道本管からの分岐部分で上水道と切離す。(施工前時に工事申請を関係先へ提出) 変地内排水設備と敷地内公共桝とを切り離す。 ② ガス管はタングバルブ管部分で切り離す。カスターのは、原体を下であること。) ② 敷地内が水設備と敷地内公共桝とを切り離す。カスターのは、原体を下であること。) ② が、方ではアングバルブ管部分で切り離す。カスターのは、原体に引き取ってもらうこと。) ④ 施設内のガスを解告のに残るガスの除去はフタークは貸与先に引き取ってもらうこと。) ④ 施設内のガスを解告的に残るガスの除去はフタークは貸与先に引き取ってもらうこと。) 第体工事に伴い発生する産業廃棄物は関係法令に従い適正に処分する。
「鉄筋コンクリート造建築を に規定されている項目以外 なお、公共住宅建設に 2 項目は、番号に 〇印 の付 する。	記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁皆締称監修「公共建築改修工事共通仕機書(令和4年版)及び 等の解体工事施工指針(案)・同解説(日本建築学会)」(以下、「改修共任等という。)を準用する。ただし、改修共任等 い事項又は疑義が生じた場合は監督員と協議すること。 かっては、「公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版)」を併せて適用する。 いたものを適用する。〇印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。〇印と※印の付いた場合は、両方を適用 とした場合を除きミリメートルとする。 ・ 公共建築立修工事集通仕様書(令和4年版) ・ 公共建築変修工事集通仕様書(令和4年版) ・ 公共建築立修工事共通仕様書(令和4年版) ・ 企業教育体工事共通仕様書(令和4年版) ・ 会教的解体工事共通仕様書(令和4年版) ・ 参節コンクリート造産等場動等の解体工事施工指針(案)・同解説(日本建築学会) ・ 連築的加重指針・同解説(日本建築学会) ・ 一種の加重相が、日本建築学会) ・ 一般を設計基準(日本建築学会) ・ 一般を設計基準(日本建築学会) ・ 一般を設計基準(日本建築学会) ・ 一般を設計基準(日本建築学会) ・ 一般を設計基準(日本建築学会) ・ 一般を設計基準(日本建築学会) ・ 一般を設計基準(日本建築学会) ・ 一般を設計基準(日本建築学会) ・ 一般を設計基準(日本建築学会) ・ 一般を設計を記述の解説(日本建築学会) ・ 一般を認知のでき付けアスペストが整備を防止処理技術指針・同解説(日本建築センター) ・ 手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省) ・ 建築的の解体工事における外をの解等等による公衆災害防止対策に関するガイドライン(国土交通省) ・ 建築銀青設計基準及び同解説(平成10年版)	通 事 項 13 石綿(アスペスト)	記の場所に搬出することとし、県が制定した「建穀発生材の再生利用指針」の建設発生材処理フローにより適切に処理すること。 ①受入場所 ②仮置き等 現場において再利用を図るもの、再変源化を図るもの (別場において再利用を図るもの、再変源化を図るもの (建設廃棄物処理実施計画書、建設廃棄物処理実績集計表及びマニュフェスト伝票の写し等を提出すること。 建設開棄物処理実施計画書、建設廃棄物処理実績集計表及びマニュフェスト伝票の写し等を提出すること。 建設開棄物情報交換システムに登録し証明書を提出する。 登録に関する問い合わせ先: (日本建設情報総合センター TEL:(03)3505-2981 FAX:(03)3505-2966) (建設開産物情報をレンター TEL:(03)3505-0410 FAX:(03)3505-8872) 自社処分の場合で、処分が困難となった時は、監督員と協議すること。 ・建設リサイクル法・竣工時に、再資源化等報告書を監督員に提出すること。 本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税(熊本県産業廃棄物処理税)が課税されるので適正に処理すること。 ・本工事では、産業廃棄物の処理に係る税(熊本県産業廃棄物税相当額を見込んでいる。・ 本工事では、産業廃棄物の過年に係る税(熊本県産業廃棄・教・利相当額を見込んでいる。・ 本工事では、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、元請業者の責任において適正に処理すること。 工事開始前に労働基準監督署と自治体(自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの)に対して、本工事に関係する石綿の有無については、石綿事前調査結果の報告を行うこと。事前調査結果の報告については、石綿事前調査結果の報告については、「果監督員と協議のうえ決定すること。	事 ② 電気設備解体 1 石線合有建材 4 石綿含有建材 の処理 4 びん おきまる でいた できまる できまる できまる できまる できまる できまる できまる できまる	① 電力及び電話契約の廃止手続きを行うこと。 ② 受変電設備機器及び照明器具等はPCB含有の有無を確認すること。PCBを含む機器の処置は監督員の指示に従うこと。 石総含有建材の調査 (※)行う (**) ・ 行わない
1 名 電子納品に関する 車 共 通 事 項 ③ 現地調査	(電子納品に関する基準は、「熊本県電子納品運用ガイドライン(案)※1」(以下、熊本県ガイドライン)による。(電子納品に関する基準は、「熊本県電子納品運用ガイドライン(案)※1」(以下、熊本県ガイドライン)による。(電子納品とは、各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、熊本県ガイドラインに示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督員と協議するものとする。(電子データの資生)本工事では、設計図CADデータを当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。(電子データの資生)本に表した公司データを当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。(電子新品に要する経費)電子化に要する発費)電子化に要する費用は共通仮設費に含まれている。ただし、電子化することが著しく非効率的なもの※2で、特に監督員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を共通仮設費に加算し、設計変更で対応する。※1:熊本県ホームページの土木部・土木技術管理室上のデータを参照(ダウンロード可)熊本県中トけたが、1990年では、別本の場合は、別途協議により必要な経費を共通仮設費に加算し、設計変更で対応する。第1:熊本県ホームページの土木部・土木技術管理室上のデータを参照(ダウンロード可)・熊本県中ト・ロードでは、別途協議によりので対応を関係が、1900年で対応を表面に対応を表面に対応を表面により、第1:10年では、1900年で対応を表面に対応的に対応を表面に対応に対応を表面に対応を表面に対応を表面に対応を表面に対応を表面に対応を表面に対応を表面に対応を表面に対応を表面に対応を表面に対応を表面に対応的に対応を表面に対	14 技能士 15 施工図 16 既存部分等への 処置 ※① 工事写真等 18 保全に関する資料 ② 官公庁への 諸手続き等	適用工事種別 ・ () 等級区分は1級又は単一等級とする。 熊本県電子納品運用ガイドライン(案)の仕様により作成し、納品するものとする。 当該建築物の取得する施工図等の著作権に係わる使用権は、当該建築物に限り発注者に移譲する。 工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。 撮影節所及び撮影方法は、「熊本県建築工事写真撮影要領」による。 着工前、工事中、竣工時及び完成写真用写真の撮影は、デジタルカメラを使用すること。 また、完成写真は、下配業者の撮影とする。 ・ 監督員の承諾を受けた写真専門業者 ・ 監督員の承諾を受けた撮影者 ※提出する。 ・ 提出しない。 提出部数 ※ 1部 ・ ()部 関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて請負者がこれを代行し、これに要する費用は請負者の負担とする。ただし、特記ある事項は別途とする。		(シート養生中) シート教生処理 測定7 ・ 処理作業室内
解 体 工	事特記仕様書 山江木	寸 役 場 企 画 調	建築士事務所名	事登録 号	工 事 名 称 令和7年度 大川內交流広場トイレ解体撤去工事 図 面 名 称 解 体 工 事 特 記 仕 様 書
			W H D M	印	1